

不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例

1. 相談件数(障害福祉課・予防対策課・障害者基幹相談支援センター受付分・職員課該当なし)

平成29年1月～平成29年12月

相談者	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	相談	情報提供	意見	その他	合計
障害者・児	2件	2件				1件	5件
事業者		2件					2件
計	2件	4件				1件	7件

2. 主な相談内容と対応状況

【不当な差別的取扱い】

内容	対応
会社内におけるいじめについて(障害者基幹相談支援センター)	実際の勤務地を管轄する役所に相談をするよう助言した。 *本人が一切の情報開示を拒否したケース。
発達障害を基にする行動による学校の転校勧告について(障害者基幹相談支援センター・予防対策課)	私立学校関係を所管する東京都につなぎ、対応を依頼した。 —解決済み—

【合理的配慮の不提供】

内容	対応
就労移行支援事業所における職員の対応について(障害者基幹相談支援センター)	該当事業所が文京区域外に所在するため、当該自治体関係部署等関係機関と連絡を取り、内容の確認、対応を依頼した。
金融機関に対し、障害者が自宅への訪問を依頼した場合の対応について(障害福祉課)	職員が自宅を訪問しないことをもって直ちに合理的配慮の不提供と判断するのは難しい。双方で話し合い、妥協点を見出すべきと助言。
文京区内における民間団体主催の講座に参加する場合における、手話通訳者の参加費徴収について(障害福祉課)	区内事業所への連絡・調整を行った。
シビックセンター内だれでもトイレの「水を流す」ボタンが、視覚障害者にわかりづらいことについて(障害福祉課)	「水を流す」ボタン上に、点字の表記を行った。

【その他】

内容	対応
文京区の医療機関からの理不尽な発言について(予防対策課)	相談者在住市町村の担当ケースワーカーへ状況説明し、対応を依頼した。 (区の医療機関苦情窓口へ情報提供)